

学校生活における生徒指導基準（2023年度）

1. 【制服の着こなしについて】

- ・本校の服装規定にしたがい、指定された服装で登下校し授業に臨むこと。
- ・制服の加工は厳禁とする。加工した場合には新たに購入するものとする。

※ 須高制服・長高制服・創英館制服のそれぞれの着こなしについては、別紙の通りとする。

- 共通**
- ・登下校には運動靴または黒・茶色の革靴を着用する（サンダルは禁止）。
 - ・指定外の衣類（パーカー・カーディガン等）を着用しない。着用している場合には、預かり指導後返却する。
 - ・登下校の際、制服を正しく着用すること。

※ 移行期間の服装について

（移行期間は、6月1日および10月1日の前後2週間とする）

- 男子**
- ・寒暖に応じて、夏服・冬服双方の着用を認める。
ボタンダウンシャツのみや、指定のセーターの着用を認める。
- 女子**
- ・寒暖に応じて、夏服・冬服双方の着用を認める。

※ 事情により、本校規定と異なる服装をするときには「異装許可願」を提出し、許可を取る。

2. 【頭髪その他について】

- 頭髪については、進路活動に支障のない爽やかな髪型とする。
- 男女ともに、髪の中の脱色・染色・パーマ・エクステ・化粧を禁止する。
- ピアス等アクセサリやカラーコンタクトの着用は禁止する。
身につけている場合には、預かり指導後返却する。

※ 服装や頭髪等の指導で改善が見られない場合には、保護者に来校を願う場合がある。

3. 【携帯電話、スマホ等の使用について】

- ① 携帯電話・スマホの校内への持ち込みは認めるが、校舎内での使用は一切禁止とする。
登校後は電源を切り「かばん(バッグ)」にしまうこと。
- ② 放課後は「保護者へ連絡」「進路指導に関する連絡」「部活動に必要な連絡」のみの使用を許可する。ただし、使用の際には「生徒昇降口」での使用のみ認める。また、使用の際は、他者に迷惑のかからないようマナーを守る。
- ③ 上記の内容に違反した場合には指導対象となる。
- ④ 学校のコンセントを利用して携帯電話等の充電はしない。行った場合は指導対象とする。
- ⑤ ネット上には青少年に有害な情報が氾濫しており、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが頻発している。フィルタリング利用のほか、慎重な利用を心がけること。
- ⑥ 何気ない書き込みがトラブルの原因になり、またいじめの「加害者」となることもある。
悪口や中傷は犯罪である。マナーとルールを守り、適切な利用に心がけること。

4. 【アルバイトについて】

アルバイトは、学業や部活動が中心の学校生活を送れるよう、原則として禁止する。また「手伝い」と称して行うことも禁止する。

ただし、2, 3年生で、やむを得ない経済的事情で理由が明確であり、保護者からの願いがあった場合、以下に示す〔学校生活における許可条件〕を満たし、〔アルバイト内容〕が適当と判断された場合にのみアルバイトを許可する。

1年生

1年生は禁止とする。

(ただし、家計を支える必要があるなど、家庭の経済状況が極めて困難であると判断される場合には、学年と生徒指導部の協議の上、許可することもある)

2、3年生の許可手続き

- ① アルバイトを希望する場合、保護者が許可願を持参し、生徒とともにアルバイトを必要とする事情を担任に説明する。
- ② 担任は保護者との面談を受け、アルバイトやむなしと判断した場合には、「許可願」に所見を記入し、指導部に提出する。
- ③ 「許可願」提出→許可後、事業所記入の「アルバイト届」提出(担任→指導部→管理職の順に生徒が押印をもらう)→内容が適切な場合、許可証発行
※ 生徒は事業所に「アルバイト届」とともに「協力依頼文書」を持参
- ④ アルバイト許可は年度ごとに更新するものとする。「更新届」の提出

学校生活における許可条件

- ・成績不振でないこと。(直近の期末考査において欠点科目がないこと)
- ・基本的な生活習慣が欠如していないこと。(欠席・遅刻・早退の合計が10回に達している生徒については協議の上、対応する)
- ・問題行動等がないこと。

アルバイト内容における許可条件

- ・居酒屋など酒類を主とする接客業でないこと。
- ・高校生にふさわしくないアルバイト内容でないこと。
- ・アルバイト終了時間が21時を越えないこと。
- ・アルバイト後の帰宅時間が22時を過ぎないこと。

アルバイト許可後の遵守事項

- ・成績不良とならないこと。考査で欠点科目を出さないこと。
- ・基本的な生活習慣が乱れないこと。欠席・遅刻・早退が多くなならないこと。
- ・問題行動等がないこと。
- ・定期考査一週間前や期間中はアルバイトをやらないこと。
- ・許可された時間を越えて、深夜にまで及ぶアルバイトをやらないこと。
- ※ 遵守事項を守れなかった場合(期末考査で欠点科目を保持した場合など)は、アルバイト許可を取り消す。なお、許可後の欠席・遅刻・早退の合計が10回に達した場合は協議の上、対応する。

※ 無許可でアルバイトをしている場合は、特別な指導の対象とする。

5. 【遅刻について】

欠席・遅刻・早退をしないことは学校生活の基本であることをふまえ、遅刻回数に応じて、白色カード(1~10回)、黄色カード(11~20回)、赤色カード(21回以上)を用いて記録を行い、指導部が段階的な指導を行う。8時25分以降に教室に入室する場合は遅刻となる。

※ 遅刻を繰り返す場合には下記の指導の対象となる。また保護者に来校してもらい協力を依頼することがある。

遅刻回数	5回	生徒指導部へ報告・担任指導
	10回	保護者へ連絡・生徒指導部での指導及び反省文記入
	15回	保護者へ連絡・生徒指導部での再指導及び反省文記入・ボランティア活動
	20回	保護者来校・生徒指導部での指導及び反省文・カウンセリング指導
	25回	保護者来校・生徒指導部説諭・反省文
	30回	保護者来校・教頭説諭・反省文・カウンセリング指導

※遅刻・欠席等の連絡は、連絡アプリ及び電話連絡をしてください。

生徒ではなく必ず保護者から連絡をするようにしてください。

※公共機関（バス・電車）の遅れについては、遅延証明書を必ず受け取り提出すること。
ただし、自家用車等での交通渋滞（積雪や事故等）の遅れは「遅刻」となります。

6. 【通学について】

自転車通学について

<自転車利用の手続き>

- 自転車通学は学校および最寄駅から2km以上の場合に許可する。自転車通学を希望する者は「自転車通学届書」に必要事項を記入し、ステッカー代300円を添えて提出する。
- 自転車通学に使用する自転車は必ず防犯登録を済ませておくこと。また万一の被害・加害事故に備えて自転車保険に加入すること。
- 一人で2台使用する場合（自宅から最寄り駅用と須賀川駅から学校用など）には、「自転車通学届書」を2枚提出すること。ただし、2台目以降のステッカー代は100円とする。
- 自転車を新しくした場合には、新たに「自転車通学届書」を提出し、新たなステッカーの発行を受けること。その場合にはステッカー代を追加で納める必要はない。

<自転車利用時の留意点>

- 自転車通学を許可された者は、所定の箇所（後輪泥除け部分）に、本校の通学用ステッカーを貼付すること。
- 自転車は必ず点検整備し、ハンドル・ライト・ブレーキ・タイヤ等不備の箇所の無いようにすること。なお極端な変形ハンドルの自転車は使用禁止とする。
- 盗難防止のため施錠を忘れないこと。その際ワイヤー錠・チェーン錠などを併用し、二重施錠（ツーロック）すること。また駐輪は、指定駐輪場所に整然と駐輪すること。
- 福島県自転車安全利用五則に則り、交通ルールを遵守し、運転マナーを心がけること。

福島県自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中のスマホ・携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

車での送迎について

車で送迎する場合、学校敷地内への車の乗り入れは禁止です。また学校前路上での駐停車は渋滞の原因となります。車で送迎する場合は、近隣の適当な場所で乗降してください。

7. 【その他】

- 福島県高等学校PTA連合会、福島県高等学校生活指導協議会では、高校生の交通事故防止対策として「4+1ない運動」を推進しています。以下の項目を厳守して下さい。

高校生は ①免許を取らない ②車を持たない ③運転しない ④乗せてもらわない
保護者は ①子供の要求に負けない

- 本校では、「いじめは決して許されない」との考えのもと、いじめを許さない学校づくりを進めています。いじめには厳しく対処します。